

公益財団法人せたがや文化財団役員及び評議員の報酬等 及び費用弁償に関する規程

平成22年10月25日

せ文財規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号並びに公益財団法人せたがや文化財団（以下「財団」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づき、財団の役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち財団を主たる勤務場所とし、週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(報酬の額)

第3条 財団は、役員等の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、別表第1に定める1人あたりの月額及び年度総額の範囲内で、評議員会において決定する。
- 3 非常勤役員の報酬は、各年度の総額が1,680,000円を超えない範囲内で、理事会等への出席の都度、別表第2に基づき支給する。
- 4 評議員の報酬は、定款第13条に定める金額の範囲内で、別表第3に基づき支給する。
- 5 第1項から第4項の規定にかかわらず、世田谷区の職員の身分を有する役員等及び財団の館長の職を兼ねる役員等に対しては報酬等を支給しない。

(新たに就任したときの報酬)

第4条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支払い、報酬の額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた報酬を支給する。

2 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の途中から支給するときの報酬支給額は、その月の現日数から休日を差引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。

(退任又は解任時の報酬)

第5条 常勤役員が死亡したときは、当該死亡した日の属する月の報酬全額を支払う。

2 常勤役員が死亡以外の事由により退任し、又は解任されたときは、当該退任し、又は解任された日までの報酬を支給する。この場合において、その支給額は、その月の現日数から休日を差引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。

(報酬の支給方法)

第6条 役員等の報酬は、その全額を通貨で、直接役員等に支給する。ただし、役員等から申出があった場合には、本人が指定する銀行の本人名義の口座への振り込みの方法により支払うことができる。

(費用弁償)

第7条 役員等には、費用を弁償することができる。

2 役員等が職務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給することができる。

3 前項の旅費の種類及び支給方法は、公益財団法人せたがや文化財団旅費規程(平成15年4月1日せ文財規程第4号)の定めるところによる。

(公表)

第8条 この規程をもって、認定法第5条13号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別 表 (第3条関係)

第1 常勤役員

役職名	報酬月額 (1人あたり上限)	年度総額 (1人あたり上限)	摘要
常務理事	500,000円	6,000,000円	世田谷区の職員の身分を有する者及び財団の館長の職を兼ねる者を除く

第2 非常勤役員

役職名	報酬日額 (1人あたり)	年度総額 (合計)	摘要
理事	20,000円	1,360,000円	世田谷区の職員の身分を有する者及び財団の館長の職を兼ねる者を除く
監事	20,000円	320,000円	世田谷区の職員の身分を有する者を除く

第3 評議員

役職名	報酬日額 (1人あたり)	年度総額 (合計)	摘要
評議員	20,000円	1,680,000円	